

⑩水道(すいどう)の使用(しよう)について



問合せ(といあわせ) 水道課(すいどうか)

(水道庁舎：すいどうちょうしゃ) ☎ 0495-22-2151

1 水道(すいどう)を 使(つか)い 始(は)じめるとき

電話(でんわ)などで 早(はや)めに 【使用者名(しょうしゃめい)・住所(じゅうしょ)・使用開始日(しょうかいしび)】などを 連絡(れんらく)して ください。

※土曜日(どようび)、日曜日(にちようび)、祝日(しゅくじつ：やすみのひ)は 営業(えいぎょう)して いません。平日(へいじつ)【月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)】に 連絡(れんらく)して ください。

2 料金(りょうきん)の 支払(しはらい)

水道料金(すいどうりょうきん)の 請求(せいきゅう)は 2か月(げつ)に 1回(かい)です。支払納付書(しはらいのうふしょ)に 書(か)いてある 銀行(ぎんこう)、信用金庫(しんようきんこ)、信用組合(しんようくみあい)、労働金庫(ろうどうきんこ)、農業協同組合(のうぎょう きょうどう くみあい)、ゆうちょ銀行(ぎんこう)(郵便局(ゆうびんきょく))、コンビニエンスストア、水道課(すいどうか)、下水道課(げすいどうか)、水道窓口(すいどうまどぐち)(アスパアこだま内(ない))で 支払(しはら)うことが できます。

また 口座(こうざ)から 自動的(じどうてき)に 支払(しはら)う ことも できるので 銀行(ぎんこう)に 行(い)って 手続(てつづ)きをして ください。

3 水道(すいどう)を 止(と)める とき

電話(でんわ)などで 早(はや)めに 連絡(れんらく)して ください。

※水道(すいどう)を使(つか)う人(ひと)の名前(なまえ)、住所(じゅうしょ)、水道(すいどう)を使(つか)わなくなる日(ひ)、お客様番号(きゃくさまばんごう)を 連絡(れんらく)して ください。

！注意(ちゅうい)！ 次(つぎ)の ときは 水(みず)を 止(と)めます。

A 使(つか)い始(はじめ)る 連絡(れんらく)が ない

B 料金(りょうきん)の 支払(しはら)いが ない

－Q&A－【良(よ)くある 質問(しつもん)】

Q. 水(みず)が でない

A. 使(つか)い始(はじめ)る 連絡(れんらく)は しましたか？

連絡(れんらく)した後(あと) 自分(じぶん)で メーターの 横(よこ)にある コックを
開(ひら)いて 使(つか)って ください。

Q. 水道料金(すいどうりょうきん)が 急(きゅう)に 増(ふ)えた

A. 家(いえ)の中(なか)の 蛇口(じゃぐち)を すべて 閉(し)めて メーターの パイロットが
回(まわ)っているか 確(た)しかめて ください。少(すこ)しでも 回(まわ)っていると 水
(みず)が 漏(も)れて いることが あります。

※何(なに)か わからないことや 困(こま)ったことが あったら 水道課(すいどうか)に
連絡(れんらく)して ください。